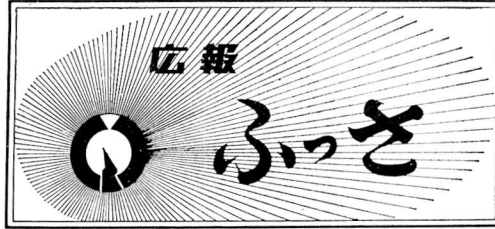


二月一日まで

償却資産の
申告は



1965. 1. 1

No. 51

発行所 福生町役場
 発行兼 総 務 課
 編集人
 印刷所 昭和印刷KK



お知らせ欄

▼予防衛生講習会
 “ネズミの話と駆除法について”
 都動物課係長 安元宗一郎講師
 日時 1月18日 午後1時30分
 場所 役場地下会議室

▼A型乳児検診と母性相談室
 1、A型乳児検診 昭和39年4月生れと10月生れの赤ちゃん
 福生地区 1月8日 役場地下会議室
 熊川地区 1月13日 熊川中央会館

2、保育相談室 生後12ヶ月までの赤ちゃん
 福生地区 1月14、28日 役場相談室
 熊川地区 1月27日 熊川中央会館

3、母性相談室 1月25日 熊川中央会館

▼政治講演会 “婦人と政治”
 講師 評論家 西 清子女士
 1月25日 午後1時 福生町商店街協同組合会議室
 福生町公明選挙推進協議会 共催

▼計画分曉についての相談室
 毎月第1・3月曜日 午後1時30分から3時まで 役場相談室
 正しい計画分曉は、ご家庭の幸せのポイントです。「ころばぬ先の杖」：福生町助産婦会の指導員が親切に計画分曉の指導を行います。この問題は女性の身近で一番大切なことです。正しい指導を受けましょう。

昭和四十年度 新入学児童を お持ちのみなさんへ

昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日までに生れたお子さんは、四月から小学校へ入学することになります。ご父兄のみなさんは、つぎのことからについて十分ご留意下さい。

一、保護者への通知
 教育委員会では、住民登録台帳に基づいて該当するお子さんを抽出し、一月十二日頃までに「入学期日及び学校指定通知書」をお届けします。もしこの通知書が期日までにお手元へ届かないときは、役場教育委員会へお申し出下さい。

二、福生町以外の公立小学校または私立及び国立付属小学校へ入学を希望する人
 この場合は、所定の手続きを必要としますから、教育委員会へお問い合わせ下さい。

（電五一―一五二―内二六六）

年頭のあいさつ



高橋 千春

福生町議会議長



福生町長



石川 常太郎

一年あけましておめでとうございませう。

町民のみなさんには、ご一家お揃いで多幸の年をお迎えのことと存じます。私が町長に就任した初の新年が、町制施行二十五周年でありますのも意義あるものと感じられます。この年が福生町にとって重大な時期にありますとき、決意を新たにして元気を迎えました。また、今年は「巳」すなわち「蛇」の年であります。旧約聖書には、蛇の甘言のつたアダムのイブが禁断の実を食い樂園を追放され、人間に死と苦しみが神から与えられたとあります。私もこの教えに従い、いかなる誘惑にもおらず、エデンの園のようによりよ

町のみなさまにはお揃いにてご越年、ここ初めてたく新玉の年を迎えられご同慶のいたりに存じます。

平素、議会の運営にあたつてはご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。内外とも多事多難であつた年を遂り、ここに昭和四十年を迎えましたが、本年は町制施行二十五周年目にも当り、人間にたとえれば二十五才の働きざかりの若い青年であります。この若き青年、福生町が更に充実し、更に飛躍すべき土台となる年が本年かと憶えます。

東京オリンピックも無事に終了し、「本年以後は三多摩の振興に

き福生町の到来を期するため努力をしていきたいと考えています。

さて、前号の広報で申し上げましたように、町の財政は非常に困難な状態にあり、昭和四十年度の予算編成にあつては、昭和三十九年度と同様に緊縮方針で進む考えであります。そのため、土木事業、民生、衛生事業についても多少不満足な点もあるかも知れませんが、できうる限りの努力をもつて町の運営にあたりたいと思つております。また、各種補助金、負担金及び交付金等については、内容を十分検討の上、確保できるものは確保したいと思つていますが、あるいは消滅等の措置をとらなければ

ばならない状態になるかもしれませぬ。

私は、福生町が底力のある町であると信じております。町民のみなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、本年は一步後退して二歩前進するための段階でありますので、しばらくの間猶予をお願いする次第であります。しかし、いかに緊縮財政であつても、教育行政については最大の努力を払い、児童生徒が勉強しやすい環境をつくるよう教育施設の向上を計りたく所存であります。現在予定されている防音工事による学校建築は、昨年からの着工している、第二小学校及び中学校は、今年も継続し完成に努力するとともに、中学校分校については昭和四十一年四月から開校したいと考えております。

以上、年頭にあたり所感の一端を述べ町民各位のご協力とご理解を賜わるとお願いするのと同時に、皆様のご多幸をお祈り申し上げ新年のあいさつといたします。

印鑑証明書の申請について

印鑑証明は大切なものですから本人が申請することになっておりますが、代理人が登録、改印印鑑証明書交付申請を行なうときは、必ず委任状を持参して下さい。

なお、紛失したときは早くその旨をお届け下さい。

役場住民課から

工業統計調査に

ご協力下さい

一月十日頃から実施

みなさんのご協力により、毎年十二月三十一日現在で工業統計調査を実施していますが、今年もまた一月十日ごろから、昭和三十九年の調査を行います。

この工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにするため、製造業に属する事業所について調査する国の重要な統計調査です。都知事の任命した調査員が事業所にお伺いし、工業調査票の記入

入についてお願いいたしますから、ご多忙のところお手数とは存じますが、調査事項にご記入の上、指定された期日までに調査員に提出して下さいようお願いいたします。なお、みなさまから提出された調査票は厳重に保管され、統計目的以外、たゞえば、税金の算定資料等申告者に不利益となるようなことには一切使用しませんから、ご心配なく正しいご報告をお願いします。

昭和三十八年度決算認定

支出済総額二九一、〇三四、六五五円

一般会計

十二月十四日に行なわれた第四回定例会議で、

各委員会に付託された昭和三十八年度福生町各

会計の歳入歳出決算が、定例会第二日日本会議

の十二月十九日に原案とあり認定されました

で、その大要をお知らせします。

一般会計については、収入済総額が二八七、三七八、五八〇円で、昨年の決算額と比較し一六、四九三、九四八円の増額となつています。しかし、予算額の二九九、二〇七、四四九円に対する収入割合は九六・多で、一、八二八、八六九円の減となつています。これは、町税六、九四五、七七六円、地方交付税一、一三三、〇〇〇円、繰入金三、〇〇〇、〇〇〇円等を主として、ほとんどの科目において予算額に達しなかつたことによるものです。なお、科目別の収入割合は別表一のとおりですが昭和三十八年度における税負担は町民一人当り五、〇二〇円、一世帯当り一七、五一五円となつています。

歳出では、総支出済額が二九一、〇三四、六五五円で、昨年の決算額に比較して二七、八六六、五三三円の増額となつていますが、予算額二九九、二〇七、四四九円

に対しては八、一七二、七九四円の不用額をみていて、その支出割合は九七・四多となつています。なお、総支出額に対する各科目別の支出済額は別表一のとおりですが、おもな事業としては、役場費で庁舎建設関係の費用四七、六八〇、七〇〇円が支出されて、また、町の急速な発展がもたらした事務量の増大と職員が増員は、相次ぐ分室事務を執らざるを得なくなり、これが町民サービスへのさまたげとなり、加えて、旧庁舎の老朽化は予想以上にひどく、これが危険性と職員の衛生的な面を考へ、議会でこれを可決し、特別委員会を設け、工事に着手したものです。次に消防費は、防火水槽構築工事費七六、六二五円を含む新宮改築費七九四、九四三円が占められます。また、全体の一割を占める土木費は、投資的経費の主な事業でもあり、水源地舗装工事費二、二九九、四五五円、補

助道十三号線道路改築工事費二、二五〇、〇〇〇円、町道一六九号線の補修及び五〇六号線舗装工事費八六八、五〇〇円その他中学校プール排水工事費、電話局排水工事費、道路用地買収費及び補償料等を含む道路新宮改築費の二、二〇四、二九九円、補助道十二号線五丁橋架替工事費二、五九三、〇〇〇円、下の川護岸工事費一、八〇〇、〇〇〇円、都市計西事業、Ⅱ、Ⅱ、Ⅱ街路用地買収費四、〇四六、四一〇円、熊川公園の工事費、八二二、六七五円等が支出されています。教育費では、第一小学校の防音工事が特別会計で執行されているため、他の工事費は二、六二五、七四九円で、教材用備品費、負担金補助金及び交付金、消耗品費、燃料費、光熱水費、その他人件費等を主として、歳出科目では役場の多額支出となつて、一、五一〇、〇〇〇円を主として、社会及労働施設費では、児童措置費二、五六三、六四四円、国民年金印紙購入費六、三三〇、六五〇円、公益質屋建設費四、九六九、二〇〇円が主なものでなつています。次に保健衛生費では、人件費、ちゅう芥処理委託料を主とした、じん芥処理費九、四九五、二二四円、汲取委託料五、七七四、〇〇〇円、西多摩衛生組合負担金八〇〇、〇〇〇円を主とした、し尿処理場費七、六五五、〇〇三円が主な支出となつて

【次ページへ】

昭和38年度 一般会計 歳入歳出決算表

(別表1)

町民1人当り金額

歳入 10,292円
 歳出 10,423円
 町税 5,012円

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額	収入済額	収入率	科 目	予算現額	支出済額	支出率
町 税	146,888,380	139,942,604	95.3	議 会 費	12,150,120	11,751,024	96.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,258,000	22,258,000	100	役 場 費	123,994,170	123,531,314	99.6
地 方 交 付 税	42,933,000	41,810,000	97.4	消 防 費	4,477.365	4,349,123	98.0
公営企業及財産収入	139,860	109,032	77.9	土 木 費	30,701,510	29,166,789	95.0
分 担 金 及 負 担 金	1,656,000	1,636,800	98.8	教 育 費	33,759,487	32,622,839	96.8
使用料及手数料	19,183,500	18,815,934	98.1	社 会 及 勞 働 設 施 費	18,048,731	17,541,769	97.2
国 庫 支 出 金	5,388,670	5,138,028	95.3	保 健 衛 生 費	22,502,051	21,603,919	96.0
都 寄 出 金	17,405,699	18,143,341	105.1	産 業 経 済 費	8,422,890	7,146,487	84.8
附 属 金	25,000	15,000	60.0	財 政 費	4,769,460	3,544,063	74.3
繰 入 金	6,343,340	3,343,340	52.7	財 統 計 費	127,600	98,497	77.2
繰 越 金	8,000,000	7,716,509	96.5	選 挙 費	1,609,093	1,320,845	82.1
雑 入 金	11,986,000	12,449,992	102.6	公 債 費	8,416,532	8,416,532	100.0
町 債	17,000,000	16,000,000	94.1	諸 支 出 金	30,228,440	29,941,454	99.2
歳 入 合 計	299,207,449	287,378,580	96.0	歳 出 合 計	299,207,449	291,034,655	97.4

国民健康保険

世帯員にも七割給付

一月一日から実施

町条例の一部改正に伴い、国民健康保険の療養費給付率が改正され、一月一日から世帯員(家族)が医療機関にかかったときも、現行の世帯主及び準世帯主と同様に七割給付(医療費の三割が自己負担)が実施されることに自ら負担したがつて、一月一日から新しい保険証を使用していただくこととなりますが、前号でお知らせしたとおり、婦人会が集金して入るご家庭には婦人会の方が、個人納入の方は直接役場で、新しい保険証をお渡ししていますので、お受けとり下さい。町の国民健康保険の給付率も毎年少しづつ改正され、みなさんのご理解とご協力により順調な運営がなされています。

基本選挙人名簿の

登録人員が確定

福生町選挙管理委員会では、昭和三十九年九月十五日現在で調査した、住民登録と選挙人資格の実態を基にして、基本選挙人名簿の調整を行なっていますが、十二月二十日をもって次のとおり確定しました。なお、この名簿は向う

すが、現在の給付内容をお知らせしますと、
 一、助産費 三千元
 二、葬祭費 三千元
 三、給付の制限はなく、病氣、その他負傷等が治るまで、国保でみてもらえます。
 四、結核及び精神病の場合は、予防法に該当しますと十割給付(国、都、町負担)されます。

となつていますが、福生町で皆さんがお医者さんにかかる受診率は都下最高であつて、町が毎月お医者さんに支払う診療費は、昨年の二倍となつています。どうか各自が十分健康に留意され、国保事業にご協力下さるようお願いいたします。

一ヶ年間(昭和四十年十二月十九日まで)に行なわれる各種選挙に使用されますが、この名簿に登録されていない人は、昨年十月から補充選挙人名簿の登録申請がいつまでできるものになりましたので、随時お申し出下さい。

市町村の証明事務は公の帳簿でわかるものだけ

市町村では、いままでも扶養証明や職業の証明など約百種類以上の証明を出してまいりました。しかし、これらの証明の中には、法律などで発行するように定められている戸籍謄抄本の認証、納税証明、その他市町村には何も根拠となる公の帳簿がないものについてまで証明を求めた方もありましたが、「無職証明」や「家庭生活状況証明」、「無資産証明」等を求められ、市町村としては、個人生活

に関するもので、立入つて証明するわけにはまいりません。そこで、このような証明事務を整理しますのでご協力をお願いいたします。

市町村で証明できるもの

戸籍、住民票の謄抄本、外国人登録、印鑑、未転入、主食配給関係、納税、課税、(非課税)建築確認、国民健康保険等市町村の公簿によつてあきらかに判明できるもの

▼市町村で証明できなくなるもの
 の、ただし、()内の証明をもつてかえることができる。

扶養証明(住民票及び非課税証明)
 明)

営業証明(事業税の納税又は課税証明)(住民票)

居住、同居証明(住民票)

授業料免除、学費支払困難証明(住民票、納税、非課税証明)

等、なお、こんどの整理によつて証明がでないものについては市役所、町村役場の窓口で「そういう証明は発行できません」という通知書をさしあげます。くわしくは役場住民課作成係へお問い合わせ下さい。

基本選挙人名簿登録人員

昭和39年9月15日現在

投票区	地区名	昭和39年12月20日確定人員計			
		男	女	計	
第一投票区	志茂	278 (274)	282 (282)	560 (556)	
	茂沢	473 (485)	580 (619)	1,053 (1,104)	
	長本	173 (176)	185 (176)	358 (352)	
	本本	157 (152)	170 (165)	327 (317)	
	町計	170 (163)	195 (192)	365 (355)	
第二投票区	小計	112 (111)	121 (128)	233 (239)	
	長沢	1,363 (1,361)	1,533 (1,562)	2,896 (2,923)	
	永田	232 (227)	274 (272)	506 (499)	
	加美	249 (245)	278 (277)	527 (522)	
	中本	161 (150)	156 (150)	317 (300)	
第三投票区	本本	382 (334)	406 (377)	788 (711)	
	町計	236 (237)	272 (275)	508 (512)	
	小計	241 (235)	268 (263)	509 (498)	
	南内	445 (426)	629 (586)	1,074 (1,012)	
	武鍋	713 (677)	917 (910)	1,630 (1,587)	
第四投票区	小計	2,659 (2,531)	3,200 (3,110)	5,859 (5,641)	
	南内	142 (141)	134 (135)	276 (276)	
	武鍋	635 (62)	638 (0)	1,273 (0)	
	小計	239 (231)	254 (232)	493 (463)	
	熊富	433 (397)	447 (419)	880 (816)	
第五投票区	小計	591 (535)	623 (567)	1,214 (1,102)	
	熊富	459 (438)	452 (434)	911 (872)	
	福福	2,499 (1,742)	2,548 (1,787)	5,047 (3,529)	
	福福	465 (442)	505 (508)	970 (950)	
	横小	381 (361)	419 (386)	800 (747)	
第六投票区	小計	260 (257)	296 (293)	556 (550)	
	熊富	290 (271)	313 (298)	603 (569)	
	福福	315 (283)	377 (374)	692 (657)	
	横小	3 (2)	79 (73)	82 (75)	
	合計	1,714 (1,616)	1,989 (1,932)	3,703 (3,548)	
合計	8,235 (7,250)	9,270 (8,391)	17,505 (15,641)		

註()内は前年度分を示す



今回は、昭和三十九年度福生町各会計の才入才出補正予算を審議した第五回臨時会と、昭和三十八年度福生町各会計の才入才出決算を主とする第四回定例会についてご報告申し上げます。

第五回臨時会

十一月二十四日を第一日目とする会期十日間で行なわれ、初日本会議では全議案が各委員会に付託され、十二月四日の最終本会議で、各議案とも委員長報告とおり可決されました。

◎可決議案

▼福生町社会教育用備品の無償貸出に関する条例

▼福生町自治会館条例

昭和三十五年四月に完成した同会館は、西多摩自治会館として、西多摩郡八ヶ町村で建設したものですが、こんど福生町に移管されたことにより、管理規程を定めたもの。

▼福生町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

▼福生町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例

▼福生町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

▼福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

▼昭和三十九年度福生町一般会計補正予算(第一号)

今回の補正予算については、すでに前号で町長がご説明申し上げたとおりで、基本としては、年度末に想定されている赤字額を減少させることと、短期間のうちに、しかも自主的に財政の再建を

庁舎建設計画の最終年度のたむ、工事請負費三百四十七万六千五百円、土地購入代二千二百一十一万一千六百円、家屋移転補償料四百五十五万一千円等衛生費四千四百八十八千円増

現じん芥処理場の買収補償費五百六十四万四千円、西多摩衛生組合負担金三千九百四十四千円減土木費三千九百四十四千円増

国からの補助金、起債等を見込んで予算に計上していた事業を、これらがもうえなくなったため整理し、一般財源の持出分を少なくするため減額補正したもので、その内訳は国庫補助金二千七百七十六万四千円、起債九百円、一般財源二百二十七万八千円となっております。

教育費一千九百五十七万九千九百円減 中学校分校の防音新築工事に對する国庫補助金二千二百九十九千円が減になったことによるもので、逆に教育費の一般財源は二百九十六万一千円が増額補正され、教材の購入等に要する物件費等の減額はほんの僅かに終わっています。公債費二百三十三万一千円増 前年度繰上充用金三百六十五万七千円増

▼昭和三十九年度国民健康保険特別会計補正予算

今回補正額は、歳入歳出とも五百六十九万九千円、既定予算との総額は歳入歳出それぞれ四千四百八十八万円となります。

▼昭和三十九年度公益質屋特別会計補正予算

歳入歳出の総額から、それぞれ六十万円を減額し、歳入歳出予算の総額は八百九十万円となります。

▼昭和三十九年度と畜場特別会計補正予算

歳入歳出の総額に、それぞれ八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額は一千八百七十一万円となります。

▼昭和三十九年度福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算

歳入歳出の総額に、それぞれ四百三十二万円を追加し、既定予算額との総額は歳入歳出それぞれ一千三百二十九万八千円となります。

第四回定例会

十二月十四日に招集され、十九日を最終日とする会期六日間で行なわれました。本定例会には、昭和三十八年度福生町各会計の決算認定、その他重要議案が上提され、初日本会議は一議案が即決され、他は最終日の本会議で可決または認定されました。

▼町道路線の変更について三件

▼昭和三十九年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算

債務負担行為補正を行なうもので、これは、新都市建設公社に対する昭和三十九年度から昭和四十三年度までの武蔵野台土地区画整理事業支務委託費三億一千九十三万円を補正するもの。

▼昭和三十八年度福生町歳入歳出決算認定について

▼昭和三十八年度町立福生第一小学校防音工事特別会計歳入歳出決算認定について

▼昭和三十八年度福生町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

▼昭和三十八年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

▼昭和三十八年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出決算認定について

▼保育児童委託措置に関する請願書

▼年々手当に関する陳情書(職組、失対、緑のおばさん)

▼指定金融機関の指定について 昭和四十年度から、当町の公金の収納及び支度の事務を取扱わせるため、次の機関を指定金融機関として指定するもの。 一、株式会社 埼玉銀行